

改正

令和3年3月25日条例第19号

令和3年6月30日条例第27号

令和6年3月26日条例第23号

長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- (2) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

(一般原則)

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者に対する虐待の防止、差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域

生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

（構造設備）

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす障害者支援施設の建物であつて、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

（施設長の資格要件）

第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- （1）施設の目的及び運営の方針
- （2）その提供する施設障害福祉サービスの種類
- （3）職員の職種、員数及び職務の内容
- （4）昼間実施サービス（障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）に係る営業日及び営業時間

- (5) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（通常時に施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第13条において同じ。）
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主に対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う等非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第8条 障害者支援施設は、その職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 第40条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- (3) 第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第44条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第2項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）

(2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、次の各号に掲げる障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの利用定員を、当該各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

(1) 生活介護、自立訓練及び就労移行支援 6人以上

(2) 就労継続支援B型 10人以上

(3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

（設備）

第10条 障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 居室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 相談室

(8) 多目的室

(9) その他運営上必要な設備

- 2 前項各号に掲げるもののほか、認定障害者支援施設（障害者支援施設のうち、あん摩マツサー
ジ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の
2第1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設である
ものをいう。次条において同じ。）が就労移行支援を行う場合には、当該学校又は当該養成施設
として必要とされる設備を設けなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。
- 4 相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、兼用することができ
る。

（職員）

第11条 障害者支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
 - (2) 生活支援員
 - (3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規
則で定めるものをいう。以下同じ。）
 - (4) 生活介護を行う場合にあっては、次に掲げる職員
 - ア 医師
 - イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）
 - ウ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、理学
療法士、作業療法士又は言語聴覚士（これらの者を確保することが困難な場合には、機能訓
練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する
看護師その他の者をいう。）。次号において同じ。）
 - (5) 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「機能訓練」という。）を行う場合にあ
っては、次に掲げる職員
 - ア 看護職員
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (6) 就労移行支援を行う場合にあっては、次に掲げる職員
 - ア 職業指導員
 - イ 就労支援員（認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合を除く。）
 - (7) 就労継続支援B型を行う場合にあっては、職業指導員
- 2 前項各号に掲げる職員の員数その他の配置の基準は、規則で定める。

- 3 生活介護、機能訓練又は自立訓練のうち生活能力の向上に係るものを行う障害者支援施設の生活支援員は、当該施設障害福祉サービスごとにそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 機能訓練を行う障害者支援施設の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 就労移行支援又は就労継続支援B型を行う障害者支援施設の職業指導員又は生活支援員は、当該施設障害福祉サービスごとにいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 サービス管理責任者（施設入所支援に係る場合を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（従たる事業所）

第12条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービスの提供が困難である場合の措置）

第13条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切にこれらのサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その者に適当な障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、その者に適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ

ばならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第15条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定による支払を求めるときは、その使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第17条 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を希望する場合は、その者の意向を尊重し、その者が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう他の障害福祉サービス事業を行う者及び関係機関と連携し、必要な調整を行うよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるものと認められる場合は、その者の意向を尊重し、その者が自立した日常生活又は社会生活を円滑に送ることができるよう他の障害福祉サービス事業を行う者及び関係機関と連携し、必要な調整を行うよう努めなければならない。

- 5 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 6 障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。
- 7 障害者支援施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する施設障害福祉サービスの質の改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画)

第18条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。
- 9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第19条 サービス管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の申込みがあった場合には、その申込みを行った者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
 - (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が

行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携すること等により、地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行う

よう努めなければならない。

(相談等)

第20条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等において生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該サービス事業所等との利用調整その他の必要な支援を行わなければならない。

(介護)

第21条 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を提供する場合には、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、利用者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、利用者に対し、その者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第22条 利用者に対する訓練は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供をする場合には、利用者に対し、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に対し、その者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第23条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型（以下この条及び次条において「生活介護等」という。）における生産活動の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、その作業時間、作業量等が生産活動に従事する者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、防じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第24条 障害者支援施設は、規則で定めるところにより、生活介護等において行われる生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、当該生活介護等ごとに生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供をする場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供をする場合には、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

(実習)

第25条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づき実習をすることができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づき実習をすることができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 前2項の実習の受入先は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。次条及び第27条において同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利

用者の意向及び適性を踏まえたものとなるよう努めなければならない。

(求職活動の支援)

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者による公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者による公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、その者が就職した日から6月以上、その者に対する職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、その者が就職した日から6月以上、その者に対する職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第116条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第116条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合には、毎年、前年度に就職した利用者の数その他の利用者の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(食事)

第29条 障害者支援施設は、施設入所支援を提供する場合には、正当な理由がなく、食事の提供を

拒んではならない。

- 2 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、あらかじめ、利用者によるその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に行うとともに、その食事を利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容のものとするため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、当該障害者支援施設に栄養士を置く場合にあっては、この限りでない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第30条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者が社会参加するため、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

(健康管理)

第31条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、その者の健康保持のため適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第32条 障害者支援施設の職員は、利用者による施設障害福祉サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援の利用者の入院期間中の取扱い)

第33条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第34条 障害者支援施設は、その設置者が利用者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(施設長の責務)

第35条 障害者支援施設の施設長は、その職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、その職員にこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第36条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、当該提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員により、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 障害者支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第37条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第38条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、利用者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第39条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第40条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体的拘束その他行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っては

ならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第41条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第42条 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに係る苦情に関し、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村等に報告しなければならない。

第43条 削除

(事故発生時の対応)

第44条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければな

らない。

- 3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第45条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(書面に代わる方法等)

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、規則で定めるものにより行うことができる。

- 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、規則で定める方法によることができる。

(委任)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和

24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設若しくは同法第31条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。)又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、多目的室を設けないことができる。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (令和3年3月25日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新障害福祉サービス事業基準条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第3

条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第23条、第6条の規定による改正後の長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条並びに第7条の規定による改正後の長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項（第2条の規定による改正後の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第25条において準用する場合を含む。）及び第45条（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第33条の2（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第116条の11第1項、第116条の17第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第25条の2（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第18条、新福祉ホーム基準条例第14条並びに新障害者支援施設基準条例第36条の2（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第34条第3項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条

の4第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第81条第1項、第116条の11第1項並びに第116条の17第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第27条第2項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第54条第2項において準用する場合を含む。）及び第47条第2項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第57条第2項、第57条の5第2項、第70条第2項、第70条の4第2項、第100条第2項、第100条の4第2項、第105条第2項、第105条の4第2項、第109条第2項、第112条第2項、第113条第2項、第116条第2項、第119条第2項、第119条の2の9第2項及び第119条の10第2項並びに新障害福祉サービス事業基準条例第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第19条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項並びに新障害者支援施設基準条例第38条第2項（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第35条の2第3項（新指定障害福祉サービス事業等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4第1項及び第2項、第54条第1項、第57条第1項、第57条の5第1項、第70条第1項、第70条の4第1項、第81条第1項、第100条第1項、第100条の4第1項、第105条第1項、第105条の4第1項、第109条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第116条第1項、第119条第1項、第119条の2の9第1項並びに第119条の10第1項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス事業基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第76条、第82条、第83条、第87条、第94条及び第97条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第40条第3項（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和3年6月30日条例第27号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第19条の2（第1条の規定による改正後の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における新障害者支援施設基準条例第19条の3（新指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。